

# 小作争議調查表

No. 51

(月報番號 第八一號)

(昭和九年七月分)

法團 協調會 福岡出張所

場 所	關係人員	地主關係團體	原因	事項	經過
三井物産株式會社 西島	地主 船木正行 小作人 吉森山周三郎	小作人 關係團體 全農務院聯合會	土地返還要求 小作人自設年季小作し、在りて、家庭の都合上、例年要作日他人に耕作せしめ、此の爲に地主は存置之を拒否せしめ、耕作の中止を命じられたるに因り。	五月十七日地主代理人三名、無断にて該地の一部を耕鋤し、苗代を作り播種し、在りて、小作人等、此の耕作を認めず、耕作の中止を要求し、地主はこれを認めず、耕作の中止を命じられたるに因り。	五月十七日地主代理人三名、無断にて該地の一部を耕鋤し、苗代を作り播種し、在りて、小作人等、此の耕作を認めず、耕作の中止を要求し、地主はこれを認めず、耕作の中止を命じられたるに因り。

備 考	結 果
	一、小作人耕作日本年秋迄に全部と納入